第八十条第一号中「こと」の下に「（協同組合等検査に関することを除く。）」を加え、同条を第八十一条とし、第七十九条を第八十条とし、第七十三条から第七十八条までを一条ずつ繰り下げ、第一章第二節第三款第五目中第七十二条を第七十三条とする。

第七十一条第一号中「こと（」の下に「協同組合等検査に関すること及び」を加え、同条を第七十二条とする。

第七十条第三号中「農業近代化資金」の下に「及び農業改良資金」を加え、同条第四号中「経営政策課及び人材育成課」を「総務課」に改め、同条第五号及び第六号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、同条第七号中「こと」の下に「（協同組合等検査に関することを除く。）」を加え、同条を第七十一条とする。

第六十九条第一号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、同条を第七十条とする。

第六十八条の見出しを「（就農・女性課の所掌事務）」に改め、同条中「人材育成課」を「就農・女性課」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一　新規就農の促進に関すること。

二　青年農業者その他の農業を担うべき者の育成に関すること。

三　農業構造の改善に関すること（農地政策課の所掌に属するものを除く。）。

第六十八条を第六十九条とする。

第六十七条の見出しを「（農地政策課の所掌事務）」に改め、同条中「構造改善課」を「農地政策課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　農地の利用の集積に関すること。

第六十七条第四号中「こと」の下に「（協同組合等検査に関することを除く。）」を加え、同条を第六十八条とする。

第六十六条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同条を第六十七条とする。

第六十五条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

四　天災により被害を受けた農林漁業者に対する金融上の措置に関する助成に関すること。

第六十五条を第六十六条とする。

第六十四条中「構造改善課」を「農地政策課」に、「人材育成課」を「就農・女性課」に改め、同条を第六十五条とし、第一章第二節第三款第四目中第六十三条を第六十四条とし、第五十九条から第六十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第五十八条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「たい肥」を「堆肥」に、「農業生産支援課」を「技術普及課」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　農作物の災害（病虫害を除く。）の防除に関すること。

第五十八条を第五十九条とし、第五十七条の次に次の一条を加える。

（技術普及課の所掌事務）

第五十八条　技術普及課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農業技術の改良及び発達に関すること。

二　農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及及び交換に関すること。

三　農機具その他の農業専用物品（肥料、農薬及び蚕糸業専用物品を除き、林業専用物品を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

四　肥料及び農薬の生産及び流通の合理化に関すること（経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関することを除く。）。

五　農業機械化の促進に関すること。

第九十六条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、同条第二十一号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条中第二十号を第二十一号とし、第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　林野庁の保有する個人情報の保護に関すること。

第百条中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　林野庁の保有する個人情報の保護に関すること。

第百二条第三号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改める。

第百二十二条中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、同条第二十四号中「こと」の下に「（協同組合等検査に関することを除く。）」を加え、同号を同条第二十五号とし、同条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第二十二号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十一号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条中第二十号を第二十一号とし、第十九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　水産庁の保有する個人情報の保護に関すること。

第百二十九条中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　水産庁の保有する個人情報の保護に関すること。

第百三十一条第四号及び第五号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改める。

第百三十三条第一号中「こと」の下に「（協同組合等検査に関することを除く。）」を加える。

第百三十四条中「四課」を「三課」に、「沿岸沖遠洋課合課」を「漁業調整課」に改める。

第百三十六条の見出しを「（漁業調整課の所掌事務）」に改め、同条中「沿岸沖合課」を「漁業調整課」に改め、同条第一号中「沿岸、沖合又は内水面における」を削り、「漁業」の下に「（捕鯨業及び海獣猟業を除く。）」を加え、「次条」を「次条第三号」に改める。

第百三十七条を削る。

第百三十八条に次の一号を加える。

三　捕鯨業及び海獣猟業の指導及び監督に関すること。

第百三十八条を第百三十七条とし、第百三十九条から第百四十六条までを一条ずつ繰り上げ、第二章第二節第三款中第百四十七条を第百四十六条とする。

附則第六条中「第六十九条各号」を「第七十条各号」に改める。

附則第七条中「第七十六条各号」を「第七十七条各号」に改める。

別表を削る。

附　則

この政令は、平成二十三年九月一日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

農産物検査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三日
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百四十七号

農産物検査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方農政事務所長及び」を削り、「北海道農政事務所長」の下に「及び地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」を加える。

附　則

この政令は、平成二十三年九月一日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

臨床工学技士法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三日
内閣総理大臣　菅　**直人**